

行政事業レビューシート (総務省)						
予算事業名	国際電気通信連合 (ITU) 分担金		事業開始年度	昭和24年度		作成責任者
担当部署	情報通信国際戦略局		担当課室	国際政策課		課長 淵江 淳
会計区分	一般会計		上位政策	情報通信国際戦略推進費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	総務省設置法第4条第78号		関係する計 画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	我が国の電気通信の国際間における接続運用、標準化等の発展を図り、周波数、衛星軌道位置等の便益を確保すると共に、この分野の国際協力を促進するため、構成国として分担金を負担する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	国際電気通信連合 (ITU) は電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。国際電気通信連合憲章第28条に基づく構成国の義務として、連合の経費を賄うための分担金を負担するもの。					
実施状況	2010年(平成22年)分担金を拠出済(平成21年12月)。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	897	944	878	871	842
	執行額	897	945	877		
	執行率	99%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	897	945	877		
自己点検	支出先・ 用途の把握 水準・ 状況	支払い手続の完了通知をITUへ送付後、ITU事務局より送付される受領確認により先方への支出を確認。 支出した分担金の用途及び状況については、国際電気通信連合 (ITU) 理事会及び年次報告書等により確認・把握。				
	見直しの 余地	引き続き、ITU事務局と緊密に連携し、適正な分担金支出の管理を行う。なお、分担金を含むITUの収入の用途及びその成果については、ITU理事会及び年次報告書における会計報告により、各国に対し、定期的な報告が行われることとなっているところ、引き続き、より良い成果を引き出されるよう、調整・助言を行う。 情報通信分野において、ITUの活動は極めて重要であり、我が国としても国際的地位に応じた負担が必要であり、ITU加盟国の義務として継続する必要がある。				
予算 チーム 監視 の・ 効率 見率	現行または見直し案どおり					
補 記						

総務省  
877百万円

分担金を拠出

↓  
【分担金】

A.国際電気通信連合 (ITU)  
877百万円

連合の運営費に活用

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。使途と費目  
 の双方で実情が分かるよう  
 に記載)

A.ITU			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分担金	連合運営費	877			
計		877	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

# 国際電気通信連合 (ITU) 分担金

## 目的

国際電気通信連合憲章第28条に基づく構成国の義務として、連合の経費を賄うための分担金を負担するものである。



## 背景

我が国は1879年にITUの前身である万国電気通信連合に加盟し、1959年以来、一貫して理事国に選出されている。我が国の周波数、衛星軌道位置等を確保し、電気通信及び無線通信標準化等の発展を図ると共にこの分野の国際協力を促進するため、構成国として分担金を負担してきている。



## ITUの活動

- ①周波数の分配、登録、混信の除去
- ②電気通信、無線通信の標準化に関する勧告の作成、規定の制定
- ③開発途上国に対する技術援助
- ④各国の電気通信の現状周知・啓発を目的とする展示会・フォーラムの開催 等